

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成18年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期・成人病等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底	知事部局：2,783人 教育委員会：2,028人 警察部局：1,254人 企業局：73人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,580人 教育委員会：1,363人 警察部局：653人 企業局：47人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：464人 教育委員会：72人 警察部局：297人
深夜業務従事者健康診断	交替制勤務等により、深夜業務（午後10時～午前5時の業務）に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液及び心電図	知事部局：220人 警察部局：581人 企業局：12人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	期日	参加者等
職員スポーツ大会 (知)	硬式テニス、卓球、ソフトボール、ソフトバレーボール、バドミントン、駅伝、ボウリング大会の開催	小瀬スポーツ公園他	平成18年5月18日～平成19年3月22日	参加者数 1,807人
職員ファミリーレクリエーションフェスティバル (知)	軽スポーツ、ゲーム、ステージショーなどのレクリエーションの実施	小瀬スポーツ公園	平成18年10月29日	参加者数 約3,900人
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立美術館他	平成19年1月23日～1月28日	来場者数 663人 出品点数 355点
元気回復事業 (教)	各種スポーツ大会、文化講演会、ガーデニング教室、囲碁・将棋大会等の実施	県民文化ホール他	平成18年5月10日～平成19年3月31日	参加者数 6,830人
警察職員ファミリーレクリエーション祭 (警)	職員と家族を対象としたステージショー、音楽隊演奏、ゲーム、似顔絵大会等のレクリエーションの実施	アイメッセ山梨	平成18年9月10日	参加者数 約1,300人
警察職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、工芸、写真等の展示	岡島百貨店7階催事場	平成19年1月17日～1月23日	来場者数 約1,300人 出品点数 48点

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

● 平成十八年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）  
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成十八年度における人事委員会の業  
務の状況について報告があつた。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

# 山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月14日	6月10日	7月6、7日	7月28日
上 級	6月25日	[1回目] 7月15～17日 [2回目] 8月7～9日		9月1日
初級・学校職員 ・資格免許	9月24日	[1回目] 10月14日 [2回目] 10月28日、 29日		11月10日
民間企業経験者	9月17日	[1回目] 11月5日 [2回目] 11月19日		12月1日
警察官(第2回)	9月17日	10月7日	11月6、7日	12月1日
身障者選考	9月17日	10月4日		10月13日
警察官(第3回)	2月10日	2月24日	3月9、10日	3月16日

#### イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 (人)	競争倍率 (倍)
警察官 (第1回)	34	251	216	86.1	143	35	6.2
上級	62	788	665	84.4	154	57	11.7
初級	5	33	25	75.8	15	5	5.0
学校職員	8	86	81	94.2	21	8	10.1
資格免許	3	17	16	94.1	10	3	5.3
民間企業経験者	3	84	63	75.0	12	3	21.0
警察官 (第2回)	50	455	383	84.2	248	62	6.2
身障者選考	1	1	1	100.0	1	0	
警察官 (第3回)	20	452	370	81.9	101	12	30.8
合 計	186	2,167	1,820	84.0	705	185	9.8

(2) 採用選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		4	1			5
課長及びその相当職		3	14	2		19
課長補佐及びその相当職		1	10	1		12
係長及びその相当職		9	14	2		25
上記以外		79	3	5		87
合計		96	42	10		148

(3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		43	3		5	51
課長及びその相当職		115	26	16	8	165
課長補佐及びその相当職		269	36	37	10	352
係長及びその相当職		177	22	34	8	241
上記以外		101	12	3	6	122
合計		705	99	90	37	931

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 公民給与較差に基づく給与改定

① 公民給与の比較方法の見直し

- ・ 調査対象となる民間企業の規模を、従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
- ・ 調査対象従業員の範囲をスタッフ職の従業員等に拡大

② 公民給与の較差

- ・ 減額措置後の額 ( 4,135 円、 1.07%)
- ・ 減額措置前の額 (△ 268 円、△ 0.07%)

③ 改定の内容

- ・ 公民較差 (△ 268 円) を考慮して、月例給を引き下げ (地域手当の引き下げ)  
[公民給与の較差：減額措置前の額 (△ 268 円、△ 0.07%)]

(2) 給与構造の改革のための改定

① 改定の内容

ア 諸手当

- (ア) 地域手当 平成22年3月31日までの間の暫定的な支給割合のうち、平成19年度の支給割合を人事院勧告を基準として本県の支給状況を考慮し措置
- (イ) 管理職手当 管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制に移行
- (ウ) 扶養手当 全国的な少子化対策が推進されていることに配慮し、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げ

(3) 公務運営の改善について

- ① 次世代育成支援対策等の推進
- ② 総実勤務時間の縮減
- ③ 心の健康づくり対策の推進
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 休息時間のあり方

(4) 勧告

- ① 勧告日 平成18年10月16日  
 実施時期 (公民給与較差に基づく給与改定に係るもの) 平成19年 1月 1日  
 (給与構造の改革のための改定に係るもの) 平成19年 4月 1日

② 公民較差

民間給与	職員給与 (比較給与)		本 較 差	
		平均年齢	(A - B)	比 率 (C / B × 100)
A 円 391,040	B 円 391,308	42.9 歳	C 円 △ 268	% △ 0.07
遡及決定分			D 円 -	D / B × 100 - %
公民較差 (C + D)			E 円 △ 268	E / B × 100 △ 0.07 %

積残事業所比率 ( - ) % 積残事業所の平均給与改定率 ( - ) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	
		平均改定率
F 円 391,117 円	G (F - B) △ 191 円	F / B × 100 △ 0.05 %

④ 特記事項

- ・ 特別給 (期末・勤勉手当) については、民間の支給割合とおおむね均衡しているため改定なし
- ・ 勧告は、例年4月時点の公民給与を比較し較差を均衡させることを原則とし、従前から較差解消のための所要の措置を講じてきたが、平成18年については、給与水準を引き下げる内容となったものの、特例条例により職員給与が減額されているため、実際の職員給与が本来支給されるべき給与水準よりも低い額となっていることから、上記の所要の措置を講ずる必要なしとした。

⑤ 平均給与年額

	平均年間給与額 (勧告後)	平均年間給与額 (勧告前)	増加 (減少) 額	増加 (減少) 率
減額措置後 (実支給額)	H 6,478,900 円	I 6,479,500 円	J (H - I) △ 600 円	J / I × 100 △ 0.01 %
減額措置前の額	H 6,531,700 円	I 6,532,300 円	J (H - I) △ 600 円	J / I × 100 △ 0.01 %

※行政職平均（新卒採用者を除く）を推計

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計(B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
平成 年措第 号			平成 年 月 日	
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分		係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
		前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計(B)
								全部容認	一部容認	全部否認		
分限処分	降給											0
	降任											0
	休職											0
	分限免職	2	0	2						1	1	1
懲戒処分	戒告											0
	減給											0
	停職											0
	懲戒免職											0
	転任											0
	その他											0
計		2	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成17年不第1号	知事	分限免職	平成18年5月19日	棄却

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年十月二十七日まで縦覧に供する。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
1 名称 マックスバリュ甲府住吉店  
2 所在地 甲府市住吉三丁目三千九十二番地外
- 二 届出の内容及び公告日  
1 内容 新設  
2 公告日 平成十九年五月十日
- 三 意見の概要  
1 来店経路及び退店経路の周知徹底  
2 廃棄物等の保管・処理の方法

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年十月二十七日まで縦覧に供する。

平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
1 名称 イツモア増坪ショッピングセンター  
2 所在地 甲府市住吉本町字毛賀知千百十三番一外
- 二 届出の内容及び公告日  
1 内容 新設  
2 公告日 平成十九年五月十七日
- 三 意見の概要  
廃棄物等の処理等について

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラクシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十九年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
山梨県土木部技術職員用一人一台パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県土木部土木総務課技術管理室 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十九年八月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所  
NECリース株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目十七番三号
- 五 落札金額  
八千五百四十二万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十九年七月十二日

## 公安委員会

山梨県公安委員会規則第十一号

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年九月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第八号様式中「郵便切手に振り込むことにはできません。」を削り、「送金通知書」を「支払案内書」を「送金通知書」を「支払案内書」に

改め、「※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。」を削る。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年九月二十七日

山梨県工業技術センター 所長 殿 岡 日 吉

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

レーザーアプリケーション質量分析装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地

三 落札者を決定した日

平成十九年七月三十一日

四 落札者の氏名及び住所

豊前医化株式会社 山梨県中央市乙黒百七番六号

五 落札金額

三千三十一万三千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十九年六月十一日

山梨県議会訓令甲一号

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年九月二十七日

山梨県議会議長 内 田 健

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

（山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正）

第一条 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。」の下に、「金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

「5 金銭信託

第一号様式及び第二号様式中

元本の額

6 有価証券

円 摘要	「5 有価証券」は、「社債券」や「社債券
------	----------------------

「金銭信託」は、「総額を」や「総額（金銭信託については、元本の額）を」は、「7」や「6」に、「8」や「7」に、「9」や「8」に、「10」や「9」に改める。

第二条 山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中、「貯金及び郵便貯金」や「及び貯金」は、

郵便

当座貯金及び普通貯金を除く。	
）郵便貯金	
貯金の額	円 摘要

通常郵便貯金を除く。

「注 当座貯金及び普通貯金を除く。」に改める。

**附則**

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番